

鳥取県遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分要領

(目的)

第1条 この要領は、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号。以下「法」という。)に基づく不利益処分(以下「行政処分」という。)を行うに当たり、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(行政処分の適用)

第3条 この要領における行政処分は、法が遵守されないことにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保等に支障が生じると見込まれる場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に適用するものとする。

- (1) 行政指導を行った後においても、法違反が改善されない場合又は改善される見込みがないと認められる場合
- (2) 法違反が重大で、行政処分することが適当であると認められる場合

(処分の内容)

第4条 法第18条及び法第19条第1項各号の規定に該当する事案及び行為並びに当該規定に基づく行政処分の内容は、別表のとおりとする。なお、法第19条第1項第2号の「不正の手段により」とは、法第4条第1項に規定する申請書及びその添付書類に虚偽の記載を行った場合、登録審査に関連する照会等に対して虚偽の回答を行った場合等をいうものとする。

(違反行為の併合)

第5条 行政処分を受けていない2つ以上の違反行為について行政処分する場合は、その処分事由のうち最も重い処分内容によるものとし、その重さの序列は、重い順から登録の取消し、事業停止命令、業務改善命令とする。

(処分の加重)

第6条 遊漁船業者が事業停止命令の適用対象となる違反行為を行った日以前5年以内に当該遊漁船業者が事業停止命令を受けたことがある場合に、当該遊漁船業者に行政処分を行うときは、30日に当該命令の回数に乗じた日数を別表の日数に加算した期間の事業停止命令とする。ただし、加重した後の事業停止命令の期間が180日を超える場合は、登録の取消しとする。

(処分の軽減)

第7条 聴聞又は弁明の機会の付与の結果、行政処分の対象となる違反行為が酌量すべき事情があると認められる場合は、次のとおり処分内容を軽減することができる。

- (1) 行政処分の内容が登録の取消しの場合
180日の事業停止命令
- (2) 行政処分の内容が事業停止命令の場合
事業停止命令を受けた期間の2分の1の期間の事業停止命令

(事業停止命令の内容)

第8条 事業停止命令の始期は初日の午前9時、終期は末日の午後5時とする。

(処分の保留)

第9条 必要があるときは、司法処分の結果がでるまでの間、行政処分の適用を保留することができる。

(適用除外)

第10条 第4条から第7条までの規定を適用することにより著しく不適当な結果になると認められるときは、これらの規定を適用せず別に処分することができる。ただし、この場合その理由を明らかにしなければならない。

(意見陳述の方法)

第11条 行政処分を行うに当たり、当該行政処分の名あて人となるべき者について付与する意見陳述の場は、遊漁船業者の登録の取消し及び遊漁船業務主任者の解任命令を行う場合は聴聞とし、その他の行政処分の場合は弁明の機会の付与とする。

2 損害賠償保険の再加入命令は、行政手続法第13条第2項第3号により、前項の規定は適用しない。

(委任)

第12条 この要領の適用に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、平成21年6月24日から施行する。

(別表)

処分事由	該当条項	処分の内容	参考(司法処分)
ア 変更の届出義務違反、業務規程の届出・変更届出義務違反	第7条第1項 第11条第1項	事業停止命令30日(ただし、違反行為が初犯の場合は、業務改善命令)	100万円以下罰金
イ 変更の届出、業務規程の届出・変更届出に関する虚偽の届出	第7条第1項 第11条第1項	事業停止命令30日	100万円以下罰金
ウ 遊漁船業務主任者の業務遂行義務違反	第12条	業務改善命令	
エ 気象情報の収集等義務違反	第13条	業務改善命令	
オ 利用者名簿の備え置き・必要事項記載義務違反、虚偽記載	第14条	事業停止命令15日	30万円以下罰金
カ 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の利用に関する制限の内容の周知義務違反	第15条	業務改善命令	
キ 標識の掲示義務違反	第16条第1項	事業停止命令15日	30万円以下罰金
ク 名義貸し禁止違反	第17条第1項	登録の取消し	3年以下懲役、300万円以下罰金
ケ 事業貸渡し等禁止違反	第17条第2項	登録の取消し	3年以下懲役、300万円以下罰金
コ 利用者の安全・利益・漁場の安定的利用を害する事実	第18条	業務改善命令	
サ 業務改善命令違反	第18条	事業停止命令60日	100万円以下罰金
シ 事業停止命令違反	第19条第1項 第1号	登録の取消し	1年以下懲役、150万円以下罰金
ス 不正手段による登録	第19条第1項 第2号	登録の取消し	3年以下懲役、300万円以下罰金
セ 登録拒否要件に該当 (第6条第1項第2号又は第4号から第5号までのいずれかに該当)	第19条第1項 第3号	登録の取消し	
ソ 登録拒否要件に該当 (第6条第1項第6号から第9号までのいずれかに該当)		業務改善命令及び 事業停止命令60日	遊漁船業務主任者未選任:100万円以下罰金
タ 報告及び立ち入り検査忌避等	第24条第1項	事業停止命令60日	100万円以下罰金

